

公益財団法人図書館振興財団 振興助成事業

■ 審査委員会総評 ■

(1) 事業申請者への全般的な留意点について

- ・ 事業の申請に際し、事前に、自治体や大学当局等並びに関係者・組織等との打合せを十分に行い、事業実施への合意を得ておいて下さい。
- ・ 申請事業による成果が、図書館振興にどのようなつながるかについて明瞭に表現して下さい。
- ・ 事業の内容と本助成事業の助成区分との適合性に留意して下さい。
- ・ 申請事業の実施に当たり、全面的に代行者に委託するのではなく、関係者と連携しながら、図書館ないし申請団体が中心となって、主体的・自律的に事業を展開できる計画を構築して下さい。
- ・ 本助成事業は、スタートアップを支援することを基本としています。従って、事業の更なる展開ないし複数年にわたる事業にあっては、2年目以降は自治体の事業として公認されるなど、いわゆる出口戦略に取り組んでいただく必要があります。

(2) 申請事業の評価について

-1 高い評価となった申請事業の例

- ・ 図書館の課題を分析し、具体的な目標設定を行い、実現への計画の内容が合理的である。
- ・ 申請団体が、事業実施に十分な資質（人的構成、知見の蓄積）を有すると認められる。
- ・ 前年度（以前）に助成を受けた事業による成果を踏まえ、発展させた内容となっている。
- ・ 資料価値等から全国的な範囲での利用者・機会の増加が見込まれるなど、助成の意義に適する。
- ・ 事業手法や計画が先進的で、先行例として実施してみる価値がある。
- ・ 支出計画が具体的で、助成金額と自己資金額との比率が適正と認められる。

- 2 低い評価となった申請事業の例

- ・他自治体図書館等、先行事例の踏襲であって、地域・図書館の固有の特質と課題の分析に基づく取組みが不十分である。
- ・自治体等所属団体からの経費獲得によって行うべき事業であると判断される。
- ・「図書館が所有するコレクションの活用」には当たらないなど、助成区分ごとに想定している事業内容を逸脱している。
- ・事業目的に対し、複数の計画内容の実施が併記されているが、相互の関連性が不明確で同時に実施する必要性が認められない。
- ・事業内容のほとんどが代行者への業務委託で構成されていて、申請団体の関与度が低い。
- ・事業の領域が狭く、効果が特定の範囲に限定される。
- ・助成申請額に対し、自己資金比率が極めて低い。
- ・支出計画が、機器の購入や既存ソフトウェアの導入のみにとどまっている。
- ・経費計画の項目・内容が不十分・不正確であったり、委託作業の経費算出が「〇〇一式」とのみ表記されていて細部にわたっての評価ができない。
- ・助成事業完了後の更なる発展への展望が明確とはいえない。

以上